



□ □ □ 目次 □ □ □

1 横浜市医療安全相談事例

◇医療広告について

2 医療安全情報

◇平成21年度 第1回 横浜市医療安全研修会を開催します！！

【無床診療所等で義務付けられている医療安全外部研修に相当します！】

今回のメインは、弁護士による医療トラブルについての講演です。

★ 1. 相談事例 ★

●●●*** 医療広告に関する相談 ***●●●

横浜市健康福祉局医療安全課では、医療広告に関するお問い合わせや、ご相談をお受けしています。

日々、様々なご質問が寄せられるなかから、少し例をご紹介しますと・・・

【事例1】「インプラント」の広告について

歯科クリニックを開業しているんだけど、今度、看板を新しくしようと考えていて・・・「インプラント」って看板にのせることができるの？

注：インプラントって何？

インプラント(人工歯根)とは、歯が抜けてしまったところの骨にネジを埋め込み、そのネジを土台にして人工の歯を装着する治療法です。

一般的に、保険は適用されず、自由診療(自費による診療)になります。

【事例2】 専門医のチラシへの掲載について

ちらしで、先生の名前の横に「婦人科専門医」と入れたいのだけど・・・
いいのかしら？

【事例3】 クリニックの窓に貼ったポスターは広告に該当するのか

新しい医療機器を導入したから、ぜひ宣伝したい！
クリニックの窓にポスターを貼って、皆から見てもらえるようにしたいの
だが・・・それは広告になるのかな？

【事例4】 電話番号にルビをつけてもいいのか

クリニックの広告に掲載する電話番号にルビをつけてもいいの？
などなど。

例えば、【事例1】 「歯科用インプラントによる治療」は、条件を満たせば
広告可能です。

その条件とは・・・

- ① 薬事法で承認されたインプラントを使用していること
- ② 「公的医療保険が適用されない旨（自由診療である旨）」と、「治療にか
かる標準的な費用」が併記されていること 　　です。

自由診療は、保険診療のように、診療報酬の算定方法が規定されていないため、
患者さんからみて、治療にどれくらいの費用がかかるのか測り難いという側面が
あります。

そのため、「標準的な費用」では、患者さんが実際に窓口で負担する金額を分
かりやすく表示する必要があります。

なお、歯科医師が個人輸入で入手したインプラントによる治療は、広告できな
いので、注意が必要です。

【事例2】「専門医のチラシへの掲載」ですが、このままでは・・・広告できません。

その医師が、クリニックに「常時勤務」し、「基準に適合するものとして厚生労働大臣に届出をした団体が行う、医療従事者の専門性に関する認定」を受けている場合に、

「医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）」

という表示方法で、広告することができます。

非常勤の医師でも、非常勤であることや、勤務する日時を示せば広告することができます。

ただ、その医師が、いつも勤務しているかのような誤認を与える表示になっていると、誇大広告となってしまうので、ご注意ください。

ちなみに・・・、上記のような「専門性資格」とは別に、医師の所属（担当）する診療科を記載することは可能です。

例えば「内科の担当医」「医師の氏名（整形外科）」といったように。

その場合は、診療科名が広告可能なものになっているか、下記の【参考】にある厚生労働省のホームページなどで、確認してみてください。

【事例3】「クリニックの窓に貼ったポスター」は、皆から見てもらえるように貼っている場合、一般的には広告に該当します。

そのため、医療法や医療広告ガイドラインに沿った内容でなくてはなりません。

ポスターを貼り出す前に、広告できない事項が表示されていないか、確認が必要です。

【事例4】「電話番号のルビ」では、一般的な数字の読み方のルビ、

例えば、

671-2414に、ロクナナイチ ニーヨンイチヨン
といったものであれば、広告可能な範疇と考えられますが、

①889-7064に、ハヤク ナオルヨ（早く治るよ）

②558-7801に、ココハ ナンバーワン（此処はNo.1）

可 などのルビをつけることはできません。①のように治療の効果に関することは、広告

可能な事項ではなく、また、この表示では治療を保障する誇大広告にも該当します。

②は、他の医療機関よりも優良であることを暗示しており、比較広告に該当します。

ルビにもご注意を・・・

医療広告には、患者さんなどが医療機関を選択するにあたって、「正確で」、
「わかりやすく」、「客観的な」情報を得られるよう、医療法や医療広告ガイドラ
インで、ルールが決められています。

そのため、ご質問にはそれらを参照しながらお答えしています。広告は、医療機
関と患者さんとのコミュニケーションの第1歩。

「ちらし見て来たけど、スタッフや設備が違う・・・納得いかない・・・」

「看板に書いてあった金額と違う！別料金がかかるなら書いておいてほしい！」

など・・・

適切な情報が患者さんに伝わらないと、誤解やトラブルにつながることもあり、
医療機関にとっても非常にマイナスです。

広告を出される方は、今一度チェックしてみてくださいね。

【参考】

下記のホームページで、医療法（抜粋）や医療広告ガイドライン、QA等を

見ることができます。

ぜひご参考にしてください。

厚生労働省ホームページ「医療法における病院等の広告規制について」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>

横浜市健康福祉局医療安全課でも、広告の相談をお受けしています。

電話 045-671-2414 (西・保土ヶ谷・旭・戸塚・栄・瀬谷区)
3656 (中・南・港南・金沢・青葉・泉区)
3651 (鶴見・神奈川・港北・緑・都筑・磯子区)

受付時間 平日8:45~17:15

★ 2. 医療安全情報 ★

今年もやります！！

●●横浜市医療安全研修会 第1回詳細情報●●

「判例・事例から学ぶ！！ 医療トラブルの実際と対応」

日時：平成21年7月16日(木) 18:00開場 18:30開演

会場：関内ホール(横浜市中区住吉町4-42-1)

対象：横浜市内の医療提供施設の医療関係者

内容：講演Ⅰ「医療安全相談窓口寄せられる主な相談事例」

講師 横浜市健康福祉局医療安全課

講演Ⅱ「判例、事例から学ぶ医療トラブルの実際と対応」

講師 海野 宏行 氏
(横浜弁護士会弁護士 みなと綜合法律事務所)

申し込み方法：電子メールまたはFAXでお申し込みください。

メールアドレス：kf-anzenkensyu@city.yokohama.jp

FAX番号：045-663-7327

※電子メール申し込みの場合は、氏名・職種・施設名・電話番号を記載して
ページ(5)

